共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高が返済されます。 あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額(平均返済月額)が 保険金として支払われます。

「だんしん」からの保険金

(貸付金残高相当額)







制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害 状態となられても…

病気やケガで長期休職と なられても…



「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済 されます

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額 (平均返済月額) が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間 就業障害となった場合にも安心です。

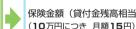
貸付金残高





貸付金残高 (債務)

1.000万円の場合



保険金額(貸付金残高相当額)

月額 1,500円 ※特約保証料は見直されることがあります。

<死亡・所定の高度障害状態> 保険金1,000万円(貸付金残高相当額)を 共済組合にお支払いすることで 貸付金残高が返済されます。

返済金額

信務返済 支援保険

返済金相当額 60,000円の場合

毎月償還40,000円 の場合 (計算例) ボーナス償還120,000円

平均返済月額 60.000円={(40.000円×12)+(120.000円×2)} ÷12

保険料

特約保証料

保険金額 (返済金相当額) (1万円につき 月額60円)

月額 360円

※保険料は毎年見直しを行うことから、 変更されることがあります。

<所定の就業障害の場合>

1カ月あたり保険金60.000円(返済 金相当額)を30日の免責期間を経過した日 から3年を限度に就業障害が終了するまで お支払いします。